

# そういん NEWS

「顔の見える関係から」 から 「語り合える関係」に  
～発言力がある組織づくりを目指して～

## 準備できていますか？～今年度末で経過措置が終了し義務化される基準～

令和6年3月31日までの経過措置となっているのは以下の7つです。今回は居宅介護支援事業所が係る3つをピックアップし、ご紹介いたします。作成済みの事業所の皆さんも、必要な内容が網羅できているかについて点検してはいかがでしょうか。

- 1 虐待の防止に係る経過措置
- 2 居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための経過措置
- 3 業務継続計画の策定等に係る経過措置
- 4 認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置
- 5 栄養管理に係る経過措置
- 6 口腔衛生の管理に係る経過措置
- 7 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置



### 1 虐待の防止に係る経過措置

※運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めておく必要があります。

①	虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ること
②	虐待防止のための指針を整備すること
③	従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
④	①～③までの措置を適切に実施するための担当者をおくこと

①虐待防止検討委員会	②虐待の防止のための指針	③従業者に対する研修会	④担当者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者を含む幅広い職種で構成</li> <li>・虐待等の発生の防止・早期発見、再発の確実な防止のための対策を検討する</li> <li>・定期的開催</li> <li>・他の会議体と一体的に実施可</li> <li>・情報は個別の状況に応じて慎重に対応</li> </ul>	<p>【指針に盛り込む事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止に関する基本的な考え方</li> <li>・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>・職員研修に関する基本方針</li> <li>・対応方法に関する基本方針</li> <li>・相談・報告体制に関する事項</li> <li>・成年後見制度利用支援に関する事項</li> <li>・苦情解決方法に関する事項</li> <li>・利用者等への指針閲覧に関する事項</li> <li>・その他虐待防止の推進のために必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に基づいた研修プログラムを作成する</li> <li>・年1回以上の研修を実施</li> <li>・新規採用時には必ず実施</li> <li>・研修の実施内容の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の担当者を置く（虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい）</li> </ul>

### 2 居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止に係る経過措置

①	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員等に周知すること
②	事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備すること
③	事業所において、従業員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

①感染対策委員会	②感染症の予防及びまん延の防止のための指針	③研修・訓練
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成</li> <li>・おおむね6か月に1回以上、定期的開催</li> <li>・他の会議体と一体的に実施可</li> <li>・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく</li> </ul>	<p>【指針に盛り込む事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の衛生管理</li> <li>・ケアに係る感染対策等</li> </ul> </li> <li>・発生時の対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況の把握</li> <li>・感染拡大の防止</li> <li>・関係機関との連携、行政等への報告等</li> <li>・事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し明記することが適切</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の基礎的内容等の普及啓発</li> <li>・衛生管理の徹底・衛生的なケアの励行</li> <li>・研修の実施内容の記録</li> <li>・新規採用時には実施</li> <li>・年1回以上、定期的開催</li> </ul> </li> <li>・訓練                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上の訓練(シミュレーション)を行う</li> <li>・役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習</li> <li>・机上及び実地を組み合わせ実施</li> </ul> </li> </ul>

### 3 業務継続計画の策定等に係る経過措置

感染症や災害が発生した場合でも利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

①	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること
②	従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的実施すること
③	定期的に業務継続計画の内容を見直し、必要に応じて変更を行うこと

①業務継続計画の策定	②研修	③訓練
※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定も可 【記載事項】 ・感染症 ・平時からの備え(体制構築・備蓄品等の確保等) ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立 ・災害 ・平常時の対応(設備等の安全対策、ライフライン停止時の対策、備蓄等) ・緊急時の対応 ・他施設及び地域との連携	・発生時は従業員が連携し取組むことが求められるため、全ての従業員の参加が望ましい ・他サービス事業者との連携で行うことも可 ・感染症の業務継続計画に係る研修・訓練は感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と、また、災害の業務継続計画に係る訓練については非常対策に係る訓練と一体的に実施してもよい。 ・業務継続計画の具体的内容を共有 ・年1回以上、新規採用時には別に実施 ・研修の実施内容の記録	・初動から迅速に行動できるよう事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う ・年1回以上実施 ・手法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせながら実施することが適切



#### 記念講演会 令和5年5月26日(金) 「三重県の救急医療」 講師：桑名市総合医療センター 理事 今井 寛 氏

参加者  
会 員：72名  
非会員：29名

救急医療の第一線で患者・家族と関わった今井先生、死の多くは「突然」で、誰にも何も言えずに亡くなり、嘆く家族を何度も目にされました。大切な人々と「今」対話をする事、疾病・重症化予防は自身についても必須と心得ました。

アンケートより・・・

・死と常に隣り合わせの医療従事者。それを当たり前とせず、日々の生活で感謝する事の大切さを感じました。



#### 【会員限定】第2回研修会 令和5年9月8日(金) 「コロナ禍の疲労蓄積を発散！～対人援助職のセルフケア～」 講師：株式会社スノーム 代表取締役 白石 みどり 氏

参加者  
会 員：39名

感染対策などの業務負担、感染への恐怖と感染に伴うサービス調整など普段の業務以上に心身ともに負担の多い日々、普段なら発散できていたストレスは心の内に沈殿し続けています。今回はブレインストーミングを利用し、コロナ禍で疲れたこと、発散したいことを書き出しました。「あるある」「みんな一緒ね」と笑顔になれた研修でした。

アンケートより・・・

・移動時間はかかりましたが、久しぶりの対面研修は楽しかったです。対面研修はやっぱりいいですね！



#### 【会員限定】第3回研修会 令和5年10月16日(月) 「ケアプラン作成」 講師：合同会社鐵社会福祉事務所 代表社員 鐵 宏之 氏

参加者  
会 員：92名  
非会員：27名

人を理解する視点(個人因子、活動、参加)と課題分析の視点(問題⇒課題の関係、原因と経過の推測と予後予測)はアセスメントする上で重要な2つの視点。また、「その人らしさ」という言葉が我々の価値観の押し付けになっていないか、との問いが印象的でした。

アンケートより・・・

・ケアプランの作成の原点には「その人の生き方を知ろう」と続けていくことである、ということがとても強く残りました。



### ★★★ 研修会のご案内 ★★★

<b>会員限定研修+アーカイブ配信！</b> 【日程】R5年12月12日(火) 13:30～15:30 【内容】制度改正の概要と課題 ケアマネジメントへの影響 【講師】東洋大学福祉社会デザイン 教授 高野 龍昭 氏	【日程】R6年1月23日(火) 13:30～15:30 【内容】スーパービジョン 【講師】リ・ソールワーカーサポートセンター名古屋 代表 浅野 正嗣 氏	<b>改定前の会員限定研修！</b> 【日程】R6年3月11日(月) 10:00～12:00 【内容】介護報酬改定説明 【講師】小濱介護経営事務所 代表 小濱 道博 氏	※追加研修も 準備中です。 
---	--	---	----------------------

### ケアマネジャーと認知症基本法(2023.5成立) 編集後記

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)、内容を確認しましたか？  
 認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように実施される基本的な施策の中で、【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】があります。  
 我々ケアマネジャーは認知症があっても自らの意思によって日常生活・社会生活が営めるように、「認知症の人の意思決定支援」に注力し、支援をする必要があります。

認知症基本法は認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(=共生社会)を目指しています。  
 この地域で実現できるように、力を合わせて取り組んでいきましょう！

気がつくとも季節は夏から秋へと変わってきましたね。秋といえば、「芸術・食欲・読書」の秋。  
 コロナ・インフルエンザ感染症に気を付けながら自分なりの楽しい秋をお過ごしください。  
 9月8日の研修は、久しぶりのリアルでの研修でした。みなさんと対話ができ楽しかったですね。今回の広報誌は堅苦しい内容となりましたが、皆様のお役に立つことができれば幸いです。  
 桑員支部 広報委員